

## 審査表原本

審査区分	審査項目	審査細目	審査内容の説明
A 基本理念と基本方針等の検証	A1基本理念	A1 基本理念	基本理念の内容を満足しているか。
	A2基本方針	A2 基本方針	基本方針の内容を満足しているか。
	A3意見書	A3 継続申請時の改善	意見書で指摘された事項について、改善を行ったか。(改善のための計画を策定したか。)
B 占用施設の計画と設置理由の検証	B1必要性	B11 必要理由	この場所を必要とする理由は基本理念と基本方針に照らし合わせ妥当か。
		B12 適正面積	占用面積は必要最低限にしているか。その算定に妥当性を示したか。
	B2代替性	B21 代替可能性	堤内地で代替できない施設であるか。
		B22 代替地調査	堤内地で代替可能な施設の場合、代替地を調査をしたか。
		B23 代替地選定	代替地調査の結果、適した代替地があった場合、用地取得を試みたか。
	B3安全性	B31 人への安全	占用区域内及び周辺道路における利用者、散策者、流域住民の安全に配慮した対策を講じているか。
		B32 施設の安全	施設が自然災害等により被害(増水等による冠水、台風・地震等による倒壊、火災等)が生じた場合に備えて施設の安全対策を講じているか。
		B33 安全対策の周知	施設設置により影響を受ける近隣住民に安全対策と事故時の対応策を周知しているか。
	B4公共性	B41 公共性	設置する施設は広く一般の用に供することが可能で、申請者だけの利用に限られる排他・独占的なものではないか。
		B42 地元の理解	申請者は、設置する施設周辺の地元理解をどのような方法で得たのか(得るのか)。
C 占用施設の利用計画と利用者等からの検証	C1占用施設利用計画	C11 設置期間	許可を受けた施設の使用期間はどのくらいになるか。
		C12 施設の変遷	継続申請の場合、前回占用許可期間内にどのように施設内容が変化したか。また、その変化理由はどのようなもので、適切なものであったか。
		C13 施設管理	利用に関する注意事項、緊急時の連絡先は看板等で利用者等に明示しているか。
		C14 共同利用	既存類似施設が申請場所の近隣にある場合、その施設の共同利用について、所管者と協議を行ったか。
		C15 維持管理	施設の維持管理計画は適正であるか。また、施設の構造・規模は占用申請期間を適正に考慮したものか。
		C16 施設の補修・新設	施設整備に係る使用資材は河川内の資材を極力使用することとし、河川外からの持ち込みを必要最小限に留めているか。(例えば、駐車場の舗装の代わりにチップ材を使用しているなど) また、地形の改変は、環境・治水・利水に配慮して必要最小限に留められているか。
		C17 構造物の安全	施設を構成する遊具等の構造物の定期点検を実施しているか。また、安全対策は定めているか。
	C2利用者	C21 利用状況	占用区域内の各利用施設ごとに利用者数の変動(時刻、曜日、季節)を把握しているか。
		C22 便所	トイレ施設を確保し適正に維持管理しているか。
		C23 ゴミ処理	ゴミ処理の方法を定めているか。
		C24 利用者対応	適正な利用を促すための管理方法(管理人等の配置)を定めているか。
		C25 駐輪・駐車場	利用者の駐輪場・駐車場(身体障害者用等を含む)を確保しているか。
	C3利用形態	C31 利用者の年齢等	利用者の年齢や身体又は健康状態に関わりなく利用可能な施設か。また、利用制限を設けている場合はそれに合理性があるか。
		C32 利用者交流	常時利用者と流域住民との交流はあるか。また、交流を促進させる計画があるか。
		C33 川とのふれあい	利用者と川とのふれあいが可能な施設か。
		C34 河川愛護保護活動	河川の環境・治水・利水等の理解を促すための活動計画(または実績)があるか。
		C35 地域活性化	占用区域周辺地域の活性化を促す利用施設か。
	C4住民意見の反映	C41 意見聴取	利用計画策定に際して広く流域住民から意見聴取(対話討論会等)を行ったか。
		C42 利用者意見	流域住民や施設利用(予定)者からの意見を反映させて計画した施設か。
	D 環境・治水・利水を考慮した占用施設の検証	D1環境	D11-1 大気汚染
D11-2 水質汚濁・底質汚染			占用区域とその周辺の河川水質・底質の現況を調査したか。施設は占用区域とその周辺の水質・底質に影響を与えないか。また、農業(殺虫剤・殺菌剤・除草剤等)の使用を禁止しているか。
D11-3 土壌汚染			占用区域とその周辺陸域の土壌質の現況を調査したか。施設設置により占用区域とその周辺の土壌汚染を招かないか。農業(殺虫剤・殺菌剤・除草剤等)の使用を禁止しているか。施設構造物等は有害化学物質を使用していないか。
D11-4 地下水			占用区域とその周辺の地下水・河川伏流水の現況と近隣住民等による利水状況調査したか。また、施設は占用区域とその周辺の地下水系とその水質に影響を与えないか。
D11-5 騒音・振動			占用区域とその周辺の騒音・振動の現況を調査したか。また、施設は占用区域とその周辺の新たな騒音・振動の発生源にならないか。
D11-6 悪臭			占用区域とその周辺の悪臭の現況を調査したか。また、施設は占用区域とその周辺への悪臭発生源にならないか。
D12 地形改変			占用区域とその周辺の地形の特性の現況を調査したか。また、施設の地形改変が占用区域の地形特性に与える影響は軽微か。
D13 整備の影響			施設整備に伴い小動物・植生への影響はないか。
D14-1 陸生生物			占用区域とその周辺における陸生動物の分布等の現況を調査したか。また、施設は陸生生物、とくに貴重種や保全対象種の生存に影響を与えないか。
D14-2 水生生物			占用区域とその周辺における水生動物の分布等の現況を調査したか。また、水生生物、とくに貴重種や保全対象種の生存に影響を与えないか。
D15 生態系			占用区域とその周辺の生物・生態系の概況を調査したか。施設が占用区域とその周辺の生態系に及ぼす影響は軽微か。生物の生息・生育環境の河川縦横断方向の連続性が分断される可能性は低いか。
D16 環境復元			占用期間終了後、自然環境の早期復元を見込んだ整備計画としているか。
D17 作業車の通行影響			河川敷を占用施設の管理作業車が走行することにより自然環境への影響はないか。
D18 無線使用の影響		施設で使用する無線周波数は、周辺受信施設に影響を与えないか。	
D2治水		D21 治水	治水上の影響について事前審査は完了しているか。(確認事項)
		D22-1 構造物	占用区域が存する河川における過去の流況を把握しているか。また、施設の構造物は洪水時に治水上の支障を生じさせないか。
		D22-2 構造物流失	洪水時に構造物が流出しない対策が講じられているか。また、流出した場合の処置を定めているか。
D3利水		D22-3 構造物撤去	冠水時に影響を受ける構造物を設置している場合、洪水時を想定した構造物の撤去訓練を定期的実施しているか。
		D31 利水計画	施設に利水計画がある場合、事前審査は完了しているか。(確認事項)
D4景観・文化		D32 利水への影響	施設に利水計画がある場合、あるいは施設が河川・地下水に影響を及ぼす可能性がある場合、既存の水利使用に影響を与えないか。
	D41 景観	占用区域とその周辺の景観特性(生態学的景観を含む)の現況を調査したか。また、施設の形態(形状・色彩等)が占用区域とその周辺の景観特性に及ぼす影響は軽微か。	
	D42 景観変化の把握	占用に伴う景観変化の予測を行っているか。	
	D43 植栽	占用区域の植栽が周辺景観に及ぼす影響は軽微か。また在来の植生を活かした植栽か。	
	D44 文化財	占用区域とその周辺の文化財の現況を調査したか。また、施設は占用区域とその周辺の文化財に影響を与えないか。	
D45 歴史文化	占用区域とその周辺の歴史・文化に関する現況を調査したか。また、施設は占用区域とその周辺の歴史・文化(伝承文化等)と共存可能か。		

※「施設整備」には、新築・改築・維持修繕を含む。

# 河川敷利用の基本理念及び基本方針と河川敷地占用許可申請・審査の手引きの策定について

【編集・発行】河川保全利用委員会(琵琶湖河川事務所)

【連絡先】国土交通省 近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所 占用調整課

〒520-2279 滋賀県大津市黒津 4-5-1 ☎077-546-0844(代表) FAX.077-546-6840 ホームページ <http://www.biwakokasen.go.jp/kasen-hozen/> E-mail [info@biwakokasen.go.jp](mailto:info@biwakokasen.go.jp)

## ●河川敷利用の基本理念と河川敷利用の基本方針

平成9年の河川法改正により従来からの目的であった「治水・利水」に加えて「河川環境の整備と保全」が新たに目的化されました。河川環境を形成する重要な要素の1つである河川敷は、これまでその活用によるまちづくりの推進などの要請に応じて公園等の施設整備が進められてきましたが、その一方で、これらの人工的に整備された施設は、本来の川の姿を特徴付ける環境を失わせている現状もあることから、河川本来の特性を活かした利用形態への見直しが求められてきています。

そこで、琵琶湖河川事務所では、「これからの河川敷地利用のあり方」を検討していくために「河川保全利用委員会(琵琶湖河川事務所)(以下、「委員会」という。)」を平成16年度に設立し、平成16年11月7日に開催された第1回委員会から継続的に「これからの河川敷地のあり方」を示す「河川敷利用の基本理念(以下、「基本理念」という。)」と「河川敷利用の基本方針(以下、「基本方針」という。)」を策定するために議論を行ってきました。

平成16年11月7日に開催された第1回委員会から平成20年12月4日に開催された第23回委員会まで、実に約4年もの歳月をかけて議論を行い、このたび「基本理念」と「基本方針」が策定されました。この「基本理念」と「基本方針」は琵琶湖河川事務所が所管する全河川に適用し、また新規要望施設と既存継続施設を区分することなく適用することを原則とすることにより、失われた自然環境が修復され、地域の貴重な財産である川が将来に保全・継承されることが期待されます。

2頁にて、策定された「基本理念」と「基本方針」の全文をご紹介します。

## ●河川敷地占用許可申請・審査の手引き

基本理念・基本方針と並行して、申請者が委員会で審査を受けるための申請手順と、河川管理者及び委員会が審査を行う方法や審査を行う際の基準を明確化するために、河川管理者が作成する「河川敷地占用許可申請・審査の手引き(以下、「手引き」という。)」について、委員会としての意見を河川管理者に述べてきました。そして、第23回委員会にて最終意見を述べたことにより、これまでの委員会からの意見を踏まえた手引きが河川管理者によって策定されました。この手引きを利用することによって、申請者にとっては占用許可申請説明書作成の参考となり、また河川管理者及び委員会にとっては同一の視点での審査が実施されることが可能となります。

紙面の都合上、すべてをこの場でご紹介することはできませんが、3頁及び4頁にて、河川敷占用許可制度の流れや委員会審査の流れ、審査項目等を記した審査表原本についてご紹介します。

なお、河川保全利用委員会ホームページ(<http://www.biwakokasen.go.jp/kasen-hozen/>)にて、手引きの全文を公開していますので、ご覧下さい。

●河川敷利用の基本理念と河川敷利用の基本方針

琵琶湖河川事務所が所管する河川における  
河川敷利用の基本理念と基本方針

河川敷は、その活用によるまちづくりの推進などの要請に応え、公園等の施設整備が進められてきた。これら公園等の人工的に整備された施設は、本来の川の姿を特徴付ける環境を失わせている現状もあるため、河川本来の特性を活かした利用形態への見直しが求められている。そのため、ここに河川敷利用における基本理念と、その基本理念を基礎としてより具体化・汎用化した河川敷利用の基本方針を定める。

なお、この基本理念及び基本方針は、新規要望施設と既存継続施設を区分することなく適用することを原則とする。

1. 河川敷利用の基本理念

川は、生物が生息・生育する場として地域が有する貴重な自然環境であり、そのような環境に育まれた地域固有の風土・文化が形成されてきている。

こうした認識の下で、失われた自然環境を修復し、将来に地域の貴重な財産を保全・継承していくために「川でなければできない利用、川に活かされた利用」を尊重することを河川敷利用の基本理念とする。

2. 河川敷利用の基本方針

琵琶湖河川事務所が所管する各河川における河川敷利用の基本方針は、基本理念を踏まえて以下のとおり定める。

- (1) 自然環境の保全・修復と治水、利水を踏まえたものとする。
- (2) 誰もが河川と容易にふれあえるものとする。
- (3) 利用施設は、治水上の安全と利用者の安全に配慮したものとする。
- (4) 利用施設の整備は、自然環境保全の観点から整備の範囲を必要最小限とし、供用前の自然環境への復元と整備資材の廃棄が容易な工夫をするものとする。
- (5) 利用が競合する場合は、関係者間で合意形成を図るものとする。

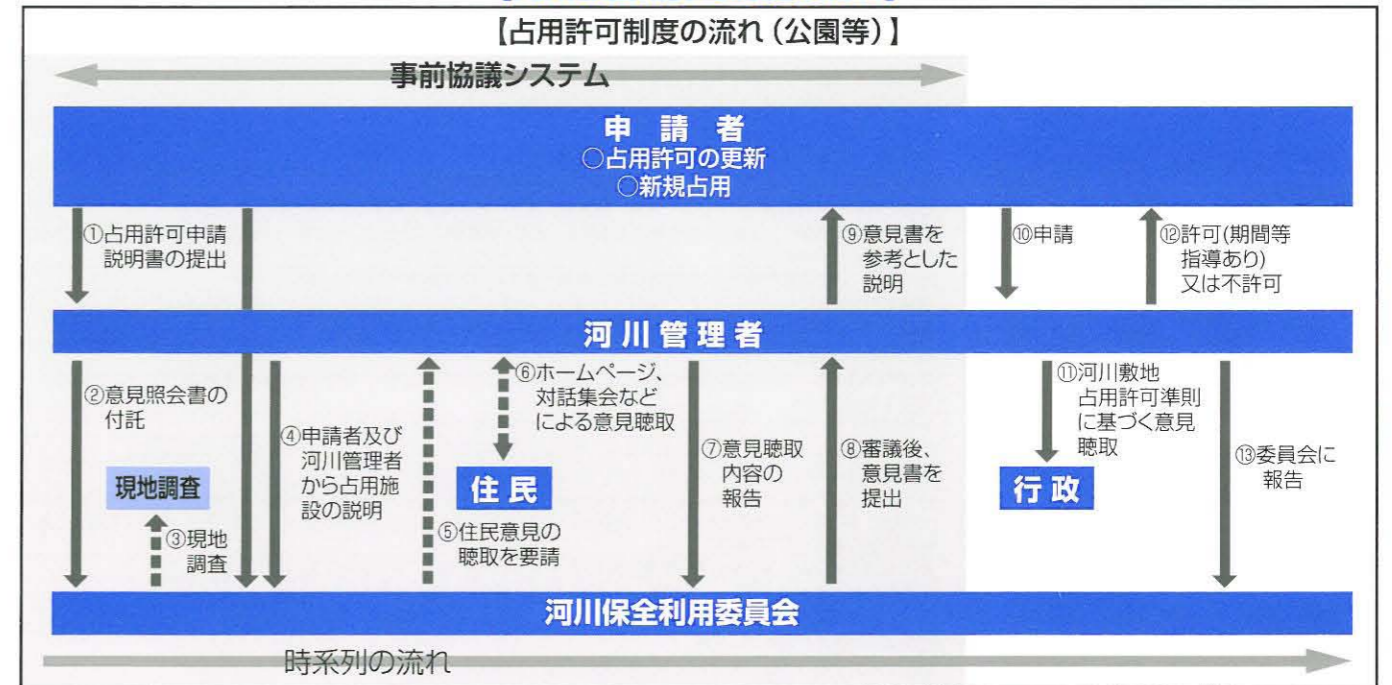
上記の基本理念及び基本方針を踏まえた望ましい利用形態の例としては、以下のものが考えられる。

- (1) 自然環境の保全・修復に向けた利用
- (2) 水環境学習を推進するための利用
- (3) 治水・利水のあり方を理解するための利用
- (4) 自然散策等健康増進のための親水空間としての利用
- (5) 流域の景観（生態的景観を含む）と歴史・文化を損なわない利用

以上

●河川敷地占用許可申請・審査の手引き

【河川敷占用許可制度の流れ】



【事前協議システムにおける委員会審査の流れ】

